

令和4年度第4回東久留米市地域自立支援協議会

令和5年1月26日

【地域支援係長】 皆様、本日は御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

皆さん、こんばんは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は市民公開型の会議を行う予定でしたが、今般の都内の新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しまして、通常の協議会とさせていただきます。会場の関係で、既に傍聴の方には入場いただいておりますので、よろしく願いいたします。

これより、令和4年度第4回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

開催に先立ちまして、まず、委員の交代をお知らせいたします。このたび、民生児童委員協議会の改選がございまして、以前所属していただいた深海委員から、西山委員に交代となりました。西山委員から簡単に御挨拶をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【委員】 皆さん、こんばんは。深海委員と交代しました民生委員の西山といたします。よろしく願いいたします。

【地域支援係長】 ありがとうございます。

なお、本日は小林委員、内藤委員より、事前に欠席の御連絡をいただいております。本日は過半数の出席がありますので、会議としては成立しております。

また、本日は、日中サービス支援型グループホームの開設を予定しております社会福祉法人誠音会様に御出席いただき、事業説明を行っていただくこととしております。委員の皆様におかれましては急な御案内となり、誠に申し訳ございませんが、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。会議終了時刻は午後7時半頃を予定しておりますが、早めに終了する場合もございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料を御確認ください。議題を進める前に、資料の確認をお願いいたします。まず、最初に次第がございます。続きまして、資料4-1、グループホーム説明資料でございます。続きまして、前回会議で配付した資料3-2、厚生労働省資料、東京都資料を参考資料として配付しております。続きまして、資料4-2、東久留米市医療的ケア児の受入方針（案）でございます。最後に、子ども部会の部会報告書になります。配付資料は以上でございますが、不足等がございましたら、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

会を進めるに当たっての注意事項を伝えさせていただきます。この会では議

事録を作成いたしますので、発言のときはお名前をおっしゃってから御発言いただきますようお願いいたします。御発言の際は着席のままで結構でございます。また、議事録上、公開の際は、会長や委員等、職名で記載させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行は会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【会長】 初めまして。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思っております。次第を御覧ください。まず協議事項の1番です。日中サービス支援型共同生活援助グループホームの開設予定の報告についてということで、事務局より御説明をお願いいたします。

【地域支援係長】 日中サービス支援型グループホームの開設予定について説明いたします。この事務局の説明の後に、日中サービス支援型グループホームの開設を予定している社会福祉法人誠音会様による事業説明がございますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

まず、資料4-1を御覧いただき、前回の会議の際にいただきました御質問の回答をさせていただきます。

まず質問1の、市内に重度区分5、6の方を受け入れているグループホームが何軒あるかという質問につきましては、市で把握している限りですが、8事業所ございます。

次に、質問のところで、地域自立支援協議会が日中サービス支援型グループホームの監査となるかにつきましては、協議会に監査権限が付与されるという内容ではございません。資料4-1に記載させていただいております国で定める基準におきまして、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、事業者がサービス提供に当たってこちらの協議会で説明等を行うということは、実施しなければならない項目になります。協議会に監査等の権限が付与されるということではないものと、我々としては解釈しております。

また、障害福祉に係る権限の補足としましては、事業所の指定権限につきましては主に都道府県、指導検査に関しましては都道府県及び区市町村、建築や消防の関係につきましては、事前に指定の所管の建築主事、消防署と事業所が相談を行うこととされております。

日中サービス支援型グループホームにおける評価の視点の事務局案としましては、資料4-1の裏面に記載しております。①番から⑨番というようなところで記載させていただいておりますが、運営方針、支援の対象者、日中活動の

内容、支援の内容、職員の配置、相談支援の体制、地域の障害者・児の緊急時での対応、地域との関係構築、近隣の住民への説明、社会参加、その他としています。

事業者から説明があった後の想定の問題等につきましては、事務局案を想定質問として記載させていただいております。視点につきましては、今後委員意見や今後の状況に合わせて順次変更を加えていく必要があるものと考えています。

評価の視点につきましては事務局案のとおり進めさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

【会長】 ありがとうございます。

ただいま御説明いただいた評価の視点案につきまして、御意見や御質問等ありであればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、評価の視点については今後の変更も視野に入れながら、事務局案の視点をベースに確認を行っていただくということでよろしいでしょうか。

今、初めて聞いていきなりコメントというのは難しいのは難しいですが、ベースがありますので、それを基に進めていくということをお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、社会福祉法人誠音会様より、日中サービス支援型グループホームの事業説明等をいただきたいと思います。事務局には、事業者の方の御案内と、資料等ありましたら配付をお願いいたします。

【地域支援係長】 今、職員で資料を配付しておりますので、よろしくお願いいいたします。

(説明者入室)

【地域支援係長】 それでは誠音会様、自己紹介と、グループホームの事業説明をお願いいたします。

【誠音会】 初めまして。社会福祉法人誠音会の、私、理事長の芝と申します。こちらにいるのは、サービス管理責任者と看護師の石田でございます。本日はよろしくお願ひします。失礼ながら着席させていただいて、説明させていただきます。よろしくお願ひします。

まず、誠音会の説明ですが、5年ほど前、社会福祉法人を立ち上げる際に、障害者、介護並びに子供たちの支援、どれにしようかなと思ったんですけれども、各埼玉県自治体さんを回らせていただいて一番意見が多かったのが、待機児童が多いということで、保育のほうをぜひ進めてくれということで、いろいろな自治体さんと相談して、こちらのすぐ隣にある埼玉県の新座市のほうに保育園を建設して、今、78人の子供たちをお預かりして、認可保育園として

やらせていただいています。

当初の私の好みとして、社会福祉法人をやるのであれば、障害者支援ということを中心に考えていたのですが、前段で申し上げたとおり、待機児童の件が非常に自治体さんからアピールが多かったもので、保育園から進めさせていただきました。それがだんだん5年ぐらいたちまして落ち着きが出てきましたので、いよいよ障害者ということでもいろいろ探していた時に、東久留米市さんの滝山にあるグループホーム白山という認知症の介護施設、これは20年ぐらいやられていたのですが、その契約が終わるということで、その後釜をいろいろ施設所有者さんが探しておられたところ、手前どもが新座市の一番南側に、ここから5キロぐらいしか離れていないのですが、近場にあるということ、その後、障害者施設ということでも進めさせていただくことになりました。

その中でもグループホームとしてやらせていただく中で、皆さんも御存じのとおり、大抵は包括型ということですが、手前どもは日中サービス支援型ということでもやらせていただく。その大きな理由は、一つ、今右にいる女性を紹介しましたが、手前どもの職員は看護師が非常に多いです。今、大体4人ぐらいの登録があって、今後も増える予定ですが、そういったことも含めて、障害者の中でも区分6の方、または重度心身障害者の方を専門に、日中サービス支援型としてスタートさせていただこうということ、進めさせていただいています。

このお配りしたパンフレットの一番トップにあるこの写真ですが、2階建てで、2ページ目をめくっていただくとお風呂、それから廊下、居室とあるのですが、全ても、3人ぐらいがすれ違っても大丈夫なような大きな施設になっています。居室も大体1部屋9平米から10平米で、全てに洗面台、押入れ等があって、非常に広々としています。

それから、日中サービスということもありまして、お風呂は車椅子ごとお風呂に入れる装備を構えていて、これは2階建てですが、エレベーターもつけさせていただいています。それから、トイレですが、車椅子が入っても回転ができるように、設計をしています。

こちらのグループホームですが、「グループホームまこと」という名前ですが、けれども、この「まこと」というのは、私は芝と申しますが、名前は、誠司と申しまして、誠司は「誠」という字を書くので、「まこと」とつけさせていただいています。

そういった感じでやらせていただこうと思っているのですが、これは今認知症と、それから難病と身体の方を引き受けようと思っています。部屋数は9部屋、それから短期の部屋が1部屋の合計10部屋ございます。10部屋

ですが、2階建てで広々と設計をさせていただいているので、ゆっくりと生活をしていただきたいということを思っております。

それから、一番最初のスタートでございますので、職員も全員女性、利用者の方も全員女性ということで、女性だけのグループホームということでやらせていただこうと。男性は私だけということになりますが、私は、直接支援はしませんので、全員が女性ということでぜひ見学に来ていただきたいのですが、見学に来られると、カーテンはピンクですし、それからそれぞれの部屋にお人形があったりマスコットがあったりという、非常にかわいく仕上げてあります。グループホームまことは女性を中心に、優しいグループホームということが一番を目指してやらせていただこうと思っています。

場所は滝山7の22の11といって、白山公園の横にローソン、伊藤園、タイヤ館の並びでございます。

すみません。先ほど間違えました。対象者が身体と知的と難病ということですよ。最初は介護と申し上げたみたいですが、間違えました。すみませんでした。

看護師が多いというお話もさせていただいたのですが、そのほかには介護福祉士であったり、隣の女性はケアマネジャーでもあるのですが、さらに彼女は保育士も持っていて、保育士と。いろいろな資格の方がたくさんいるようなグループホームになっています。この頃、利用者の面接もたくさん受けているのですが、ぜひ東久留米市の市民の方も見学に来ていただいて、こちらを利用していただければと思っています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事業説明をお聞きになって、委員の皆様から御質問や御要望、御意見、御助言等いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

【委員】 障害者全般で約7割が男子でして、女子は極めて少ないのですが、どうして女子専用にしようとお考えになったのでしょうか。

【誠音会】 手前どもの設備として、お風呂が一つしかないのです、それで、男女兼用にしてしまうとちょっと使い勝手がよくないのかなと思うことがございます。障害者施設をずっとやっていればいいのですけれども、初めてということで、言葉はちょっと変ですけども、優しくソフト対応をさせていただくという形で、女性の方から進めさせていただければなど。

【委員】 じゃあ、暴れるような女子は駄目というところですか。

【誠音会】 そういうことではなくて、当然2人とも強度行動を持っていますし。

【委員】 強度行動障害の子ども、女子、受け入れてくれるのですか。

【誠音会】 大丈夫ですけれども。ただ、精神の方は今回対象ではないので知的と身体と難病という中でお願いしたいと思っています。

【委員】 分かりました。

【委員】 これは年齢制限とか所得制限とかということはどうなっていますでしょうか。よろしくお願ひいたします。教えてください。

【誠音会】 それは全くないです。

【委員】 この支払いができればよろしいということですか。

【誠音会】 そうです。

【委員】 じゃあ、例えば極端な話、お子さんでも？

【誠音会】 18歳以上の方であれば。

【委員】 18歳以上ね。大人ですね。

【誠音会】 はい。

【委員】 はい、分かりました。どうもありがとうございます。

【誠音会】 それから、職員のほうも健康であれば、年齢制限はありません。

【会長】 女性に限るみたいな。

【誠音会】 すみません。もともとは男女一緒のグループホームとは思っていたのですが、都庁のほうで、お風呂が以前の造りで一つしかなかったもので、ちょっと考えてみてくださいということで、ちょっとプライバシーのことも考えて女性専用になってしまったのです。今後はまた別に、男性のグループホームも造ることも考えています。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 想定している支援区分とか対象者というのはいらっしゃる状況でしょうか。

【誠音会】 今見学に来てくださって、入居の予定の方が、知的の区分5の方が2名ですね。大体3から6ぐらいの方というふうには考えております。

【委員】 割と軽度の人はいらっしゃらないというか、大体3から6ぐらいの？

【誠音会】 そうですね。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 すぐ近くのイリアンソスのぞみの家というところをやっております。この物件はうちもちょっとグループホームをやろうかなと思って、もともとグループホームは40人定員にしようと思っているのですが、ニーズが多いので、そちらさんに行ったのかなと思って。白山の北側にあるので、すぐ

近くです。

ちょっと質問というか、これからこの自立支援協議会開催のときにまた来てもらって報告する、やり取りするということになるので、よろしく願いしたいし、近所なので。

日中支援型って東久留米市では初めてですよ。東京都でもそんなに多くないのですよ。うちなんかは、日中は通所に通ってということで、やはり障害のある人たちの地域生活というのを、やはり広く社会的に関われる場面をたくさんつくっていかないと、それでもなかなか狭くなっちゃう。行動範囲が狭くなるというのも、やはり利用者にとっては生活、これからの人生を送っていく上でも、なるべく広く地域でいろいろなところと関わっていったらいいなと思ってやっているのですが、日中支援型はそちらも初めてだとおっしゃっていましたので、夜間は食事して寝てという感じになると思うのですが、日中はどう過ごすのかというのをちょっと知りたいなと思っていて、そこがやはり、うちもグループホームをやっていますが、なかなかやはり支援者と利用者との関係の中で、内向きになってしまいがちで、できれば日中はやはり伸び伸びと過ごしてもらえたらいいなというふうに思っているのですが、どういうふうな過ごし方を考えているのか聞かせていただきたい。

それともう一つ、多分これは3人用のエレベーターなので、ストレッチャーは入らないんだよね。だからどうしても普通の車椅子。

あと、短期入所を考えていらっしゃる、その短期入所って割とニーズがすごく多いのですよね。やはりその人を受け入れていくと、うちなんかもやっているのだけど、通常的生活されている利用者さんがいるじゃないですか。その中にまた新しい人が入ってくるということは結構生活が乱れてしまうので、うちなんかは、法人の通所の事業所の方を対象にさせていただいているところで、顔なじみの人たちがショートで入ってくるみたいな仕組みにしているのですが、多分1階の居室1がショートになるのかなと思いますが、どういった対象と、あと住んでいる9人の方との生活の区分けみたいなことを考えているかどうか、ちょっと聞きたかった。その2点、お願いします。日中はどのように過ごすのか。

【誠音会】 日中は普段のグループホームと変わらないかとは思いますが、その人の個々に合わせた、朝はラジオ体操から始まってとか、お食事の前はちょっと口腔体操をしたりとか、その人のレベルになるべく合わせてやっていきたいということがあって、あとは土いじりとか園芸をしたり、あとは野菜を作ったりとかして過ごしていきたいなとは思っています。また、その入居してくる方々によってまた変わってくるとは思うのですが、

あと、そのショートステイは、やはりおっしゃったとおり、この1番の部屋になります。

【委員】 まあ1であればね、結構生活が分かれる。

【誠音会】 そうです。ちょうどこの扉があって。

【委員】 そうですね。あと、対象はどうするの。対象はもう広く？

【誠音会】 東久留米市だけではないということですか。

【委員】 はい。

【誠音会】 そうです。東久留米だけではないと。ないですね？

【誠音会】 今、大体話が決まっているのは、東村山市さんとか小平市さんとかに来ていただいています。

【委員】 スタッフ体制をお聞きしたいのですが、やはり9人の方がいらつしゃると、それで日中活動もやるとかとなると、結構な人手が要るのかなと思うのと、別の日中支援型のグループホームのところだと、結構午後一でお風呂に入られる方とか、何かその人その人のペースで過ごされているので、そうなるとお風呂に介助が必要になるとかというので、一番最初に日中4名以上と書かれているのですが、ちょっと4名じゃ不安があるのかなとちょっと思ったりして、現状の体制はどういうふうに考えておられるのでしょうか。

【誠音会】 一応それは東京都とよく話し合っていて、東京都からも人数を増やすような形でお話はいただいています。こちらのパンフレットにある日中4名夜間2名というのはもう基本中の基本で、それ以上のスタッフを今配置して面接中でございます。夜間2名は大体決まってきたのですが、あとは日中は今パート、それも含めて7名程度おります。どんどん人数を増やそうと思っています。大体加配の計算も3対1で計算していますので、人数は相当要ると思っています。

【委員】 あともう一点いいですか。夜2名というふうになっていて、ここは1階と2階なので、職員が1階と2階にいるというふうに思っていていいでしょうか。

【誠音会】 はい、そうです。

【委員】 2点ありまして、まず1点目ですが、先ほど来、対象が女性という話が出ていますが、今日初見でパンフレットを見させていただいたときに、女性専用が知的障害だけにかかっているのかなとまず見ました。この資料を見たときにね。書きぶりは、同じことを多分質問される可能性があるので、少し工夫されたほうがよろしいのかなと思っています。

【誠音会】 ありがとうございます。

【委員】 むしろ、この5つの特徴の中に、女性専用というのがまさに特徴

だと私は思うのですね。それを書かれたらいかがでしょうか。散歩とかサポートするというのはそんなに珍しいことではないので、それはそれでだと思いますが、むしろ次、グループホームまことさんは男性専用のグループホームができるか知りませんが、今回これに関しては、いずれにしてもお風呂の個数が1つということで、当面というよりも恐らくずっと女性専用になるのかなというふうにはお聞きした分では思っていますので、大きな特徴の一つとなるということと、入居者募集の大きなこの字のところに「女性専用」と、こっちに書かれたほうが分かりやすいのかなと。これが1点です。これは、アドバイスといえますか、見た感じの感想を述べさせていただいています。

それと、ちょっと耳の痛いことを私からお伝えしなくちゃいけないので、1点です。いろいろな社福さん、または知的障害の施設含めて、やはり虐待の問題がいろいろと取り出されているわけですが、もちろん研修等は行われると思いますが、自助努力としてこういった、起こってはいけないことですが、この辺り、こういった考え方で運営をされていくのか、今あるイメージを教えてくださいたいと思います。

【誠音会】 虐待の問題は、今までの経験上、何回か研修は受けたことあるのですけれども、やはり人手不足で、スタッフの不足で今までは起こってきたということを見てきました。それなので、まずスタッフの人数を充実させるということと、もうとにかくやはりその人その人を理解して寄り添って、もう本当にありきたりですが、やはり誠実にその人に寄り添っていくことが虐待の防止になるかなというふう思っています。

すみません。今、突然の質問だったので、ちょっとこれしか答えられないのですけれども。

【委員】 ちなみに、ほかの社福の理事もしているわけですが、これは難しい問題で、例えば今現時点でカメラを設置するとか、ただ、それをすると社員の責任とかモチベーションが下がってしまうということで、選択しないというものもありますが、一方でそういった画像が残るということは、ある意味社員を守ることもあるのですね。その辺り、こういった虐待の問題というのはなかなか難しい問題ですので、ぜひ今後、東京都とも検討しながら、しかるべき方法を考えて運営されていっていただきたいなと思います。

【誠音会】 ありがとうございます。今、保育園のほうは、実際カメラをつけています。つけていいことと悪いことがあって、当然職員の方は、自分のことを撮られているのでどうしようかなという思いがあるし、それから子供たちのほうも、親が気にするということもあります。しかし、いろいろな事件が起こってきて、子供がけがをしたとかといったときには監視カメラを巻き戻して

見てみると、それが客観的に映っているのですね。それで、親御さんに御説明申し上げたり、それから園としては、よく今テレビでありますけど、いじめがないということを立証して明らかにしていますというメリットはありますね。ただし、デメリットも少しあるみたいで、その辺はうまく調整しながらやっていこうと思っています。

【委員】 虐待の件なんかは、またこの会を繰り返していきながら、お互いに交流していったらいいなと思いますけど、そのほか2点で、結構うちの利用者なんかも食事がやはり楽しみだというふうに言っていて、この食費が結構5万円ということなので、それなりにいい食事が出るんだろうなみたいな。でも、お昼も入っているんだ。お昼も入っているから仕方がないんだよね。

【誠音会】 お昼とおやつが入っています。

【委員】 そうだね。だから、どんな形で食事を作るのかというのがちょっと聞きたかった。

【誠音会】 手前どもの保育園では厨房施設を持っていて、調理師が3人います。保育園とこのグループホームの間は5キロしか離れていなくて、踏切がとても時間かかるのですけど、すぐ運べるような体制で、栄養士も、それからカロリー計算も全部同じでの配送になりますから、非常に安全な食事を温かいうちに提供できるというのが、グループホームまことだと思っています。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 今のところですが、保育園で朝も晩も作ってくださるといふ、それで持ってくるということでしょうか。

【誠音会】 保育園は前日に作ったものは一切出せないで、その日に作ったものしか食べさせないというのがルールなのですけれども、グループホームのほうでは冷凍してもよろしいかと思っておりますので、大きな冷凍庫も買ってありますので、それで晩のほうも提供させていただきたいと思っておりますが、できるだけできたものを用意しようとは思っておりますので、グループホームに来ていただくと分かるのですけど、手前どものグループホームも台所がすごく大きいのですね。ですので、私をはじめいろいろ職員で作っていこうと思っておりますし、それから栄養士も1人いますので、それで計算しながら振る舞っていこうと思っております。

【委員】 学校の生徒さんたちの中に、身体障害の方たち、私も前任校とかがそうだったので、要は食事、形態食を食べる方もいますよね。要は柔らかい食事とかそういう。あと、今回看護師の方もいらっしゃるということは、やはり医療的ケアが絡んだような内容のこともやっていただけたらいいのかなって思っています。

あと、地域の学校の中にもてんかん発作の方たちもいますし、その後、ナースの方がいて、そういう方たちも受け入れられるのかというところもちょっと参考までに教えていただきたいのが1点。

それとあと、学齢期の子供たちから、やはり将来の生活を考えるということでショートステイとかを使ってというようなことも学校の授業で話をしたり、保護者の方にも少しお話をしています。知っている方たちを増やしていくということが豊かな生活につながっていくのだろうなど、そういう経験をしておくということはすごく大事ななど。

要は18歳以上でないと入居はできないということで、ショートステイの場合はどうなのかなというところをちょっと教えていただきたい。2点お願いいたします。

【誠音会】 ショートステイも18歳以上です。

あと、てんかん発作の方とかも、特にお薬とかそのときの処置とか教えていただければ、受入れは可能です。

【委員】 例えば座薬を入れるとか、そういう行為もやっていただける？

【誠音会】 はい。ただ、看護師でなければできないのですけれども。

【委員】 そうですね。それは大丈夫？

【誠音会】 大丈夫ですね。

【委員】 じゃあ、先ほど食事のところ、形態食みたいな初期食、中期食、後期食みたいな、作ったものをそういうような食べやすい形に。

【誠音会】 極力。保育園のほうでも栄養士さんに離乳食とかも作ってもらっているの、こちらのグループホームでもソフト食とかも作っていただくようお願いはしていますので、なるべくやっていただくので、大丈夫です。

【委員】 ありがとうございます。私が学校の代表というところでお話しさせていただくと、やはり今、だんだん在学中からそういう社会に、大人になっていく中で自立というところで、こういうグループホームとか考える方たちが増えてきています。というのは、やはりなかなか一緒に暮らしていくのが大変という生徒さんたちも、小さい子が暴れてばーんとやったのが、もうそれこそ180センチぐらいの背の子がばーんとやるのと違うので、保護者の方とやはり思春期、青年期になってきたときの気持ちの葛藤なんかもあって、やはりなかなか一緒に過ごしていくのが難しいな、もう早めに自立、親元・親から自立していくということで、ちょっと在学中からそういう体験とかしていくので、ぜひぜひまた今後考えていかれるときに、そういうニーズについても考えていただけるとありがたいなと思いました。

【誠音会】 体験のほうも、相談して、検討してみます。ありがとうございます

ます。

【委員】 バックアップ施設というのは、日中支援型の場合って必要ないですか。うちなんかは結構バックアップ施設ということで、どうしてもスタッフが休んだときとか手が足りないときには、通所の職員、通所がバックアップ施設になって、通所から職員を派遣するというのをやりますが、日中支援型の場合はバックアップ施設というのは、東京都のほうは特に必要ないと言われましたか。

【誠音会】 まだ1つしかないなのでその辺は許してもらっているのですが、社会福祉法人同士の付き合いとしては、埼玉桜区のしびらきさんと一緒にやらせていただいて、それでいろいろな御支援をいただこうという約束はしています。

【委員】 希望というかお願いなのですが、やはりグループホームの中だけで完結するのではなくて、移動支援とかを使って地域に出るところを、かといってうちの事業所が移動支援を受けられるかどうかというと、ヘルパー不足の中なかなか厳しいですけど、うちだけでなくちょっといろいろな近隣の事業所を探して、何か利用者さんの余暇というところを保障していただくような取組をお願いしたいなと思います。

【委員】 日中サービス支援型ということで、例えば普段就労B型とか生活介護とかに日中は通われていて、普段、もう高齢でちょっと作業所に行くのが毎日では疲れてしまうから、1日置きに作業所に行きたいからとか、例えば週2回だけ作業所に行って、週3回だけ日中サービスを利用するというのもできますか。

【誠音会】 できます。難病の方も引き受けますので、例えば極端な話ですけども、ALSの方とか全く身動きが取れない方もサポートをしてみたいと思っています。

【委員】 すみません。初めて日中サービス支援型のグループホームを開設するというので、結構利用者さんは厳選される感じですよ。例えば暴言とか暴力とか他害とか自傷とか、そういう子は受け付けられないのでしょうか。おとなしめの女子だけということでお考えですか。

【誠音会】 どうですかね。今まで面接に来られた方はおとなしめの方が多かったですけれども、ほとんどみんな区分6ぐらいの方でした。知的の方ということで、大体、年齢が1歳とか2歳ぐらいの感覚の方が多かったですね。本当は全てを引き受けたいのですが、徐々に我々も力をつけて、その辺を支援させていただければなと思っています。

【会長】 次で、一度質疑を切らせていただきたいと思います。お願いします

す。

【委員】 私どもは作業所とグループホームをやっている、精神障害者の方が対象ですけれども、作業所として始めましたのは市内でもかなり遅いほうです。そういう中で夏祭り、夕涼み会というのがありまして、このところコロナで中断していますが、そちらに毎年参加をさせていただくことによって、いろいろな市内の事業所の方と知り合ったり、一つの目的に向かって、一つの祭りをやるということで、いろいろその中で地域について教わることもありました。そういう点で私ども非常に助かったと感じていますが、まことさんのほうでは、何かその社会参加活動ですとか地域活動とか、そういうようなものをちょっとやってみようなんていうことを思われておられるようなことは何かありますでしょうか。

【誠音会】 保育園のほうでは、新座市の祭りであったり、それから手前どもの結構大きい駐車場を持っているのですが、その駐車場を無料開放させていただいたり、付近の介護施設に子供たちを出向かせて、遊びというのはおかしいですけれども、訪問させていただいたりということをやらせていただいています。

ただ、東久留米のほうは不勉強なので、周りがどういう体制になっているのかちょっと分からないのですが、同じように町内会であったり、お祭りであったりということ。グループホーム白山の古い写真を見ると、駐車場でバーベキューしたり、付近の人ということでやっている写真がたくさん残っていましたので、そのようにしていきたいなと思っています。

【委員】 どうもありがとうございます。よろしくお願いします。

【会長】 まだ委員の皆様、お聞きになりたいことたくさんあるとは思いますが、会の進行のこともありますので、一度ここで質問等々の時間は一度閉じさせていただきたいと思います。

誠音会様におかれましては、本日の協議会で出た御意見や御要望、助言等を生かしていただいて、今後の利用者サービスのほうに御尽力いただきたいと思っております。また今後、先ほど副会長からもありましたけれども、今後定期的に本会で御報告等いただくことになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、御退室ください。

(説明者退室)

【会長】 それでは、次第の2番になりますが、医療的ケア児の受入れ方針について、事務局より御説明をお願いいたします。

【障害福祉課長】 私のほうから、医療的ケア児の受入れ方針について御説

明させていただきます。

まず、この医療的ケア児の受入れ方針の検討につきましては、今回が初めてということではなくて、以前から医療的ケア児の支援に向けた仕組みをこの自立支援協議会が協議する場として位置づけられておりました、保育所での医療的ケア児の受入れの際の仕組みづくりについて検討を行ってきたところでございます。

ただ、令和3年9月、医療的ケア児支援法が施行されまして、各施設の設置者の責務が明らかにされましたことから、保育所だけではなくて、小・中学校、学童保育所、児童発達支援センター等での受入れの際の基本事項について、改めてこちらの自立支援協議会にて御意見をいただいて、方針のほうを定めていきたいと考えておりました、本日提起させていただいている次第でございます。

対象施設が保育所だけではなくて、かなり広がることから、設備ですとか人員体制も異なっております。また、児童の成長に伴って必要な医療的ケアが変化していくこともございますので、今回提起している方針につきましては、本市としての医療的ケア児の受入れの考え方について大枠を定めることとさせていただきたいと思っております。

なお、各施設での医療的ケア児の受入れに当たりましては、この方針の下にガイドラインを各施設ごとに策定をしまして、関係機関との役割ですとか事務手続等を定めることとしたいと考えております。そのベースとしましては、以前検討しておりました保育所の受入れに当たっての受入方針になりますが、そこに対象施設等を加えた形になってございます。

では、資料4-2の受入方針について、読み上げさせていただきます。

1番目に目的としまして、医療的ケア児が安全に支援を受けられ、またその保護者が安心して支援を受けられるよう、適切な環境を整え、保育所、小・中学校、学童保育所、児童発達支援センター等において受入れを進めることを目的とします。

続いて2番目、定義でございますが、(1)として「医療的ケア」の定義ですけれども、こちらが人工呼吸器による呼吸管理、喀たん吸引、経管栄養、導尿、その他の医療行為をいうというふうにしてございます。こちらにつきましては、基本的には医療的ケア児支援法と同様の定義にしているのですけれども、例示として、経管栄養と導尿につきましては法律上例示としては目出しされていないのですが、庁内の議論の中で、経管栄養と導尿も例示として明示したほうがいだろうといった御意見もありましたので、例示として表示しております。対象としては法律と同じものを指してございます。

また(2)号として「医療的ケア児」の定義でございますが、日常生活及び

社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である治療をいうというふうにしてございます。こちらにも医療的ケア児支援法と同じ内容になってございます。

3番の受入れの要件でございますが、3つございまして、1つ目が主治医により対象施設における集団生活が可能と認められ、引き続き医療機関との連携が取れること。2つ目として、家庭での生活において状態が安定していること。3つ目として、医療的ケアが日常生活の一部として保護者及び児童に定着していること。また、その行為によって事故や感染症が起こりにくいと主治医に判断されていること。

続きまして、4番の「医療的ケアの実施について」でございます。医療的ケアの実施に際し、主治医より原則以下の項目について診療情報提供をしてもらう。疾患名、現在の疾患の状況、医療的ケアが必要になった経緯、必要な医療的ケア、対象施設に実施依頼する医療的ケア、医療的ケアを行う上でのリスク、集団での活動が適切かどうか、集団生活を過ごす上での注意点、必要に応じ主治医との面談を行うものとするとしてございます。

めくっていただいて裏面になりますけれども、5番目で、対象施設での集団生活の検討でございます。医療的ケア児の対象施設の利用に当たっては、会議体を設け、当該児童に関する「4. 医療的ケアの実施について」により提供を受けた診療情報等に基づき、対象施設において医療的ケアを安心、安全かつ適正に実施することが可能か必要な事項を検討し、受入れについて判断しております。

この全体の考え方の検討は自立支援協議会において行いますが、個々の対象施設の利用に当たっては、やはりその施設の職員ですとか、あとは医師、医療的ケア児のコーディネーター等が会議体をつくって検討する必要があると考えてございますので、このような記載をしてございます。

続いて6の受入時期でございますが、医療的ケア児が集団保育の中で安全、安心して適正な医療的ケアを受けられる環境が整った後に、受入れを開始することとする。

7番、受入体制。医療的ケアは保護者の理解及び同意の下、原則として看護師等必要な資格を有する者が実施することとし、事前に実施する者を決めておくこととする。また、保育士、教職員等と相互に協力し、医療的ケア児の主治医、医療機関とも情報共有しながら医療的ケアを実施する。

8、医療体制。医療的ケアの実施に当たり、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医等の協力を得る。また緊急時に備え、医療的ケアを実施する対象施設は保護者及び主治医と協力し、事前に緊急時などの対応

や搬送先の病院等を決めておく。

9、医療的ケア児等コーディネーターとの連携。医療的ケア児等コーディネーターは必要に応じて「4. 医療的ケアの実施について」により提供を受けた診療情報に基づき、「5. 対象施設での集団生活の検討」により設置した会議体において、対象施設での集団生活における医療的ケアの実施の方法や医療的ケア児の対応、クラス運営等について助言を行うとしております。医療的ケア児等コーディネーターというのは、わかき学園の看護師等の職員が当たることを想定してございます。

最後に、10、対象施設におけるガイドライン等の制定。これは先ほど申し上げましたけれども、対象施設の設置者は、当該施設における医療的ケア児の受入れ及び医療的ケアの実施について、基本的な考え方や各関係機関の役割、事務手続等についてガイドラインを制定するものとするという形でさせていただいております。

こちらにつきましては、1月17日にこの自立支援協議会の子ども部会が開催されまして、そちらのほうに提起をさせていただき、御意見をいただいているところでございます。子ども部会の報告はこの後にされる形になりますけれども、ここに関わる部分だけ、こちらで御紹介させていただきたいと思っております。

各施設でのガイドラインを定めるに当たっては、丁寧な検討が必要であるといった御意見をいただいております。また、市で方針を定めることに異論はないが、自立支援協議会でできるのは現状及び課題の把握にとどまると考えるといった御意見もいただいております。ガイドラインのほうはまた別途定めますので、各施設所管課で定めた後に、本協議会のほうに報告をさせていただきたいと考えてございます。

また、こちらは特別支援学校での受入れの取組について事例の御紹介をいただきましたので、そちらを受けて、小学校で医療的ケア児を受け入れるに当たっては、先行している特別支援学校などに勉強させてもらおうとよいといった意見もいただいております。また、保護者としては受け入れてくれるところを探していますので、何ができて何ができないのか、見通しがあるとありがたいといった御意見が出ております。

また、こども家庭庁も今年の4月から設置されてという形になっていきますが、そうした動きも考えた形での対応が必要ではないかといった御意見もいただいております。東京都につきましても、医療的ケア児の支援センターが昨年9月に開設されたばかりでございますので、今後国ですとか都の動向も注視しながら、必要に応じた対応を行っていきたいと考えてございます。

また、今後のスケジュールでございますが、本日提起させていただいたので

すけれども、この内容について御意見をいただいたものを修正等いたしまして、今後庁内での決定を行ってまいりたいと考えてございます。3月に自立支援協議会を開催させていただく予定となっておりますが、次回の自立支援協議会にて御報告をさせていただければと考えてございます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。後ほど子ども部会から御報告がありますが、まずここでは全体会として御意見等おありでしたら、お願いいたします。

私からよろしいですか。これから具体的な検討があるということですが、2点お尋ねします。

まず1つは、先ほどおっしゃった各施設でのガイドラインは、もちろん今回受入方針案は大枠で、各施設でのガイドラインが策定・制定されるのでしょうか、その整合性をどのようにチェックするか、その仕組みというのは、今の時点で方針というか方向性があれば伺いたいということです。

なぜこんな細かいことを伺うかという、5番で言う会議体であったり、その10番でのガイドラインの設定のときに、実際には市内で設置者が完結するとは限らないわけで、例えばその設置主体、施設自体の箱は市内にあるけれども、設置主体の本部は自治体外にあるみたいなときに、それはどこの受入方針案と整合性を取ってガイドラインを制定するのか、みたいなことを考えなければいけないのではないかと思うからです。すみません、細かい質問で申し訳ないですが、お願いいたします。

【障害福祉課長】 御質問ありがとうございます。

説明不足で申し訳ありません。こちらにつきましては、東久留米市の医療的ケア児受入方針としてございまして、基本的に対象は市で設置しております保育所、小・中学校、学童保育所、児童発達支援センター（わかくさ学園）、こちらを対象にしております。

これはなぜかといいますと、医療的ケア児支援法の中で、地方公共団体の責務というところもあるのですけれども、今回注目しておりますのは設置者としての責務がありますので、まずそこを果たせるように、市として市の施設で受け入れる方向性をまず明らかにしようという考えで、こうした方針を立ててございます。ですので、基本的にはこの方針の下で、各施設でガイドラインをつくっていくという形になります。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】 各施設ガイドラインをつくるということです。各施設ごとで偏り

があるという解釈にもなってしまわないかな。ここはできて、ここはできない、施設によってというふうに聞こえてしまうようなところもあるのですが、いかがですか。

【障害福祉課長】 御質問ありがとうございます。そうですね。その施設によって、今できること、できないことということもかなり変わってきます。でするので、受け入れていく考え方はこの方針で決めさせていただきまして、その後、各施設ごとに対応していけるようにガイドラインを策定していくような形になりますので、保育園でしたら保育園という形でひとまとまりになっていて、個別の保育園でガイドラインをつくるということではございませんので、保育園、小・中学校、それからわかき学園、あと学童保育所で、4つといった形でガイドラインの制定を予定してございます。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 そのほかいかがでしょうか。委員、お願いします。

【委員】 今の説明の4つの領域があるということだけど、子供にとってはその4つの領域をまたいでいる子供もいっぱいいますよね。そういうところの整合性をやはりどこかでつけていかないと、多分偏りというのかバランスが悪くなってくるのではないかなと思います。そこら辺はちょっと、やはりせっかくこういう法律が変わってきているので、受入れのほうをきちんと整合性を付けていただけるとありがたいなと思います。

【障害福祉課長】 ありがとうございます。こちらにつきましては、5番の対象施設での集団生活の検討というところで会議体を設けるというふうにしてはいるのですが、これは今、まだ検討中で確定ではないのですけれども、この会議体を各施設ごとに代表者が集まり、また医師ですとか医療的ケア児のコーディネーター等も含めた会議体とすることで、切れ目なく支援がしていけるような、保育園から小学校に上がる方についても把握ができるような形で、どういう対応が必要ですよという情報共有ができるような場にしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

【委員】 そういうふうにやっていただいて、会議体というと合議制になるのかなと思いますが、やはりできれば児童発達支援センターでわかき学園がずっと実績を持ってきているので、一定程度の物差しみたいなものはしっかりとつくって、そこに皆さんの意見を聞きながら調整していったら、医療的ケア児の対応についての適切な対応ができるようにしていただくと分かりやすいかなど。単なる会議体ってなっちゃうとどこが責任持つのだろうというのがちょっと見えなくなるので、できればそういった発達支援センターというふうにて

できれば分かりやすいような気がします。

【わかくさ学園長】 わかくさ学園で、子ども部会のほうでもお話しさせていただきましたが、東久留米市のほうで医療的ケア児を受け入れるということになると、幼児のほうですけれども、わかくさ学園のほうで受け入れてきました。このたび国も都のほうも動いて、やはり医療的ケアの子を地域で過ごしていくということをしごく力を入れてきたというところで、東久留米市としてもそこを進めていこうということになっています。

わかくさ学園で、今、センターとして相談事業を行っているというところもありまして、相談のほうでそういう医療的ケアのお子さんがいましたら、どこで受け止めていけるのかということも検討できますし、今、先ほど課長からお話ありましたけれども、医療的ケア児コーディネーターのほうを、今3名その資格を持って、1名は確実に動いているという形です。その動きがどういうふうな形で展開できるのかは、今後検討していくということにもなりますけれども、委員がおっしゃったように、こちらのほうでセンターとして力を発揮していくものと思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

【会長】 そのほかいかがでしょうか。

1つ、これは質問ではなくほとんど感想に近いのですけれども、医療的ケア児支援法に基本的には沿って方針を決めるということだと思いますが、これは半分私の印象ですけど、そうは言ってもまだ国の方針も曖昧な部分があると思います。

細かい例を言えば、人工呼吸器による呼吸管理のどこまでを医療、いわゆる特定行為と呼ぶかみたいなところのまだ細かいところが国の方針としても詰め切れていないところで、もちろんそちらを注視しながら、今後市としての方針も微調整しながら進めていくことになるのかなという印象を、今日伺った感じではしました。これはただのコメントなので特にお答えは要らないですけども、そんな感じを受けています。

何かそのほか委員の皆様からおありでしたらお願いいたします。委員、お願いします。

【委員】 今回の医療的ケア児の地域生活というのは非常に大事だと思います。児童というところが基盤固めということになると思います。成人期がかなり長いというところを見据えて、しっかりその基盤づくりとしての制度設計という形というふうに考えていかなければ、学校を卒業した後がやはり長いので、そこをしっかりとビジョンを持って進めていくことと、あとは現実的なものとして医療体制が出てくるので、うまく包括的に、今具体的に何というものはないですけども、何かそういうふうに包括的に支援ができる、地域生活ができる

というふうな手だてがあるといいなと、感想になりますけども、伝えさせていただきました。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 私は前の前の学校が全部ずっと肢体不自由の学校で、私も医療的ケアを自分で研修を受けてやってきた人間です。今回、これを今度小・中学校でとか、そういうところでやっていくに当たって特別支援で本当に思ったのは、これが本当に私たちの仕事なのかなって。やはり医療とつくと、そのこのところのハードルってすごくきつくて、実際にやっていくそのガイドラインをこれからつくっていく中で、やる側の気持ちのケアってすごく大切だなというのを、自分がやっていた中で、本当に大丈夫かって。研修は受けていますけど。

あとは、やはり一つ思うのは、学年が上がると教員体制が変わりました。そうすると、またお母様は待機になって、教員の研修が終わるまでというのが、それが今の特別支援学校の中の現状ですね。また一から、また一からというのが毎年のように続いていく。それが、今度保育園から小学校に上がったときにも絶対あって、また学校の中でも学年が替わっていくとそういうことが起きて、またそうやってまたゼロになってスタート、ゼロになってスタートというのが、もうずっとこの後、学校生活の中で続いていくというのも、本当に切れ目なくということになるのかなというのは、正直これは感想です。ちょっとそんなことを思ったので。

【障害福祉課長】 ありがとうございます。いろいろなアドバイスとして受け止めさせていただいて、言われた部分というのは気に留めて、今後進めていきたいと思います。ありがとうございます。

【委員】 ちょっと確認です。これ、児童福祉法にのっとっているのですか。法律の根拠をちょっと教えていただければ。

【障害福祉課長】 医療的ケア児の支援法になります。正式名称としましては、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づいたものになります。

【委員】 そういう単体の法律ということですか。

【障害福祉課長】 はい。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員】 すみません。ここの受入体制のところは、「この医療的ケアは原則として看護師等、必要な資格を有する者が実施することとし」と書かれていますので、今医療的なケアをされる方は看護師の方になるのかなという認識でいるのですが、そのケアの内容によっては結構頻回なケアが必要であったりとか、

時間を置いて定期的なケアが入ったりとかいうこととかもあったりすると、もうその受入れしてくださるその施設の中に、そういったナースの方がもう常時いるというふうな体制になっていくという認識でよろしいでしょうか。

【障害福祉課長】 こちらは受け入れる側の状況によって異なってくるのですけれども、もちろんわかき学園ですとか保育園に関しては、看護師が常駐している形になりますが、小学校・中学校に関しては看護師が常駐ということではないですので、今検討しておりますのは、訪問看護をお願いして、対象の方を回っていただくような体制でできないかと考えております。

【委員】 すみません。それは市のほうで、訪問看護ステーションとかと契約を取っていくということになるのですか。

【障害福祉課長】 そういうことですね。

【会長】 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、医療的ケア児の受入方針については、引き続き事務局で検討していただくということで、お願いしたいと思います。

それでは、次第の大きな2番の報告事項に進ませていただきます。報告事項1件ございます。子ども部会報告を委員よりお願いいたします。

【委員】 1月17日に子ども部会を開催いたしました。最初に医療的ケア児受入れについてということでお話をして、先ほど課長のほうから御報告あったとおりなので、はしょらせていただきます。

次のテーマとして、前回の本会のときに、子ども部会のほうで講演会を企画したいということで御承認をいただきましたので、その話をしました。テーマとか対象をどうしようかというところでいろいろ御意見いただいて、本当に今子供たちが放課後デイに毎日、下手すれば月一金で行って日曜日はさいわいに行っていくという生活をしている子供が多いというところで、保護者へのちょっと考えてもらうようなテーマとか、でも実際問題生活のこともあるしとか、本当にどうかなという事と、あとペアレントトレーニングのこととか性教育のこととか、いろいろなことが話題として出ました。

結局保護者向けに、知的障害の保護者を対象にして、なかなか今、横のつながりがあっても縦のつながりがないというところなので、そういう縦のつながりができるような会が設けられたらいいかなというところで終わっています。また次回の子ども部会のときに、もう少し詰めた話をしたいと思っています。期間的には来年度春先の予定を考えています。

その他、各施設の状況というところで、インクルーシブな教育というところのこととか、先ほど医療的ケアというところもありましたが、あと特別支援学校・特別支援級と普通級というところのいろいろな考え方というのも話題に出

ました。

あとは、子ども家庭支援センターのほうから、やはりいろいろ課題がある家庭が多くて件数がとても多いというところで、なかなか難しいなという感じを受けました。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、御質問等おありであればお願いいたします。よろしいですか。それでは、報告ありがとうございました。

次第の大きな3番です。その他につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

【地域支援係長】 その他のところ、内容といたしましては次回の御連絡をさせていただきます。次回、第5回は3月6日月曜日を予定しております。会場はここではなくて、いつもの7階の会議室で実施する予定でございます。時間も日中の時間で設定させていただこうと考えておりますので、よろしくお願いたします。日程変更の場合もございしますが、日程が変更となる場合は速やかに御連絡いたしますので、御参加のほう、何とぞよろしくお願いたします。

ということで、次回の御予定のほうを伝えさせていただきました。よろしくお願いたします。

以上です。

【委員】 何時からですか。

【地域支援係長】 時間はまだ、後ほど通知させていただきますので、よろしくお願いたします。すみません。

【会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、本日の議題はこれで終了でございます。円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございます。追って事務局より議事録の確認があると思いますので、委員の皆様におかれましては、確認のほうをどうぞよろしくお願いたします。

それでは、第4回の協議会を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —